

自宅外通学申請届
(通学形態変更届)

【自宅外要件】

- ①実家（生計維持者いずれもの居住地）から大学等までの距離が片道60キロメートル以上（目安）
- ②実家から大学等までの通学時間が片道120分以上（目安）
- ③実家から大学等までの通学費が月1万円以上（目安）
- ④実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であり、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間あたり1本以下（目安）
- ⑤その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合

フローチャート:

```

graph TD
    Start([スタート]) --> Q1{奨学生が生計維持者と別居している}
    Q1 -- はい --> Q2{奨学生又は生計維持者が家賃を支払っている}
    Q1 -- いいえ --> Exit1([自宅通学と扱うため申請不可])
    Q2 -- はい --> Q3{いずれかの自宅外要件に該当している}
    Q2 -- いいえ --> Exit1
    Q3 -- はい --> Q4{不動産業者等発行の賃貸借契約書がある}
    Q3 -- いいえ --> Q5{学生寮や自立支援施設に入寮(入所)している}
    Q4 -- はい --> Q6{契約書の記載内容を確認}
    Q4 -- いいえ --> Q5
    Q5 -- はい --> Q7{学校で入寮(入所)を義務付けている}
    Q5 -- いいえ --> Exit1
    Q6 --> Q8{名義(借主)が①奨学生本人}
    Q6 --> Q9{名義(借主)が②生計維持者}
    Q6 --> Q10{個人間で交わした契約書を準備※6}
    Q10 --> Q8
    Q10 --> Q9
    Q8 --> Q11{入居者欄等で・奨学生本人の入居・生計維持者と別居の両方が確認できる}
    Q9 --> Q12{入居者欄等で・奨学生本人の入居・生計維持者と別居の両方が確認できる}
    Q11 -- はい --> Q13{契約期間と・家賃の発生年月日・給付始期の両方が重なっている(下部「補足」参照)}
    Q11 -- いいえ --> Exit1
    Q12 -- はい --> Q13
    Q12 -- いいえ --> Exit1
    Q13 -- はい --> A[A]
    Q13 -- いいえ --> Exit1
    Q7 -- はい --> B[B]
    Q7 -- いいえ --> Exit1
  
```

対象区分:

- A** ①入寮(入所)事実の証明書※1
②入寮義務が明記された書類
- B** 入寮(入所)事実の証明書※1
- C** ①賃貸借契約書※2
②領収書・支払実績証明書※3
- D** ①賃貸借契約書※2
②奨学生の居住証明書※4
③領収書・支払実績証明書※3
- E** 賃貸借契約書※2
- F** ①賃貸借契約書※2
②契約期間外の居住証明※5
- G** ①賃貸借契約書※2
②奨学生の居住証明書※4

※1～※6は添付書類の番号。

・給付始期とは、給付奨学金の支給起点となった年月のことであり、採用月(初回振込月)とは異なります。
 ・「契約期間と家賃の発生年月日・給付期間の両方が重なっている」とは、下記のような場合を指します。
 (例)契約期間2024/10/1～2026/9/30の場合において、
 A:家賃の発生年月日は2024/10/1、給付始期は2026/4 ⇒ 両方が契約期間内のため「はい」に該当
 B:家賃の発生年月日は2024/10/1、給付始期は2026/10 ⇒ 給付始期が契約期間外のため「いいえ」に該当
 ・契約期限の定めのない無期限契約は「いいえ」に該当

対象区分・必要証明書類確認チャート(裏面)

※1	入寮(入所)事実の証明書	入寮証明書に相当する書類にて、下記4項目を確認します。 〔①奨学生氏名、②寮の所在地、③入寮期間、④寮費(部屋代)〕 ・寮費(部屋代)が発生しない場合は自宅通学の扱いです。水道光熱費や食費、共益費等は寮費(部屋代)としてみなしません。 ・入寮期間の終了日が記載されていない場合、給付始期年月以降の日付で学校が証明している必要があります。 ・(対象区分Aの場合)入寮義務の証明は学校名が確認できる場合に限り、寮のパフレットや規則のコピーの添付でも可とします。 ■給付様式35-③「入寮(入所)証明書」の利用を推奨。審査項目を網羅しています。
※2	賃貸借契約書	賃貸借契約書(に相当する書類)にて、下記6項目を確認します。 〔①賃貸借契約の締結、②契約期間、③借主および貸主、④入居者、⑤家賃、⑥物件の所在地〕 ・重要事項説明書、家賃の保証委託契約書、火災・家財等の保険契約書は賃貸借契約の締結を証明する書類として扱えません。 ・基本的には借主＝入居者ですので、奨学生本人が借主の場合は入居者の記載は無くても構いません。 ・書面契約であれば署名や押印により契約の締結まで確認できる状態であること。特に貸主の署名や押印がない状態では契約未完とみなし不備となります。 ・電子契約であれば電子署名の他、契約日の印字等により契約の締結まで明確に確認できる状態でプリントアウトしたものであること。電子署名の体裁は問いません(下部「補足」参照)。 【参考】書面契約か電子契約かは、契約書内に記された契約成立文言で判断することが可能です。 書面契約の例:「本契約書2通を作成し、記名・捺印のうえ甲乙双方が「通ずつ保管する」など 電子契約の例:「本契約書を作成し、甲乙双方が記名捺印に代わる電磁的处理を施す」など ■給付様式35-①「賃貸借契約書(個人間)兼居住証明書」で代用可能(賃貸借契約における貸主(または不動産仲介業者)が押印必須で証明・発行した場合に限る)。
※3	領収書 又は 支払実績証明書	家賃・寮費の発生年月日(給付始期のほうが遅い場合は給付始期)における、賃貸借契約書に記載されない奨学生又は生計維持者の家賃支払いの実態について、領収書や支払実績証明書から下記7項目を確認します。 〔①宛名、②物件名と所在地、③家賃領収の対象月、④金額、⑤家賃として領収した旨の記載、⑥貸主または(不動産仲介業者)による証明と押印、⑦発行日〕 ・通帳等での引き落とし明細では7項目すべてを確認できないため認められません。 ・⑥以外の者(家賃の保証委託会社等)が発行したものは認められません。 ■給付様式35-②「支払実績証明書」の利用可能。
※4	居住証明書	賃貸借契約書に記載されない本人居住および生計維持者と別居の実態について、賃貸借契約書に相当する書類として貸主(または不動産仲介業者)が発行する居住証明書から下記6項目を確認します。 〔①物件名と所在地、②貸主および借主、③実際の入居者(ひいては奨学生と生計維持者の別居)、④契約期間、⑤賃料、⑥発行者の証明〕 ■給付様式35-①「賃貸借契約書(個人間)兼居住証明書」の利用可能(賃貸借契約における貸主(または不動産仲介業者)が押印必須で証明・発行した場合に限る)。
※5	契約期間外の居住証明	賃貸借契約書に記載された契約期間を過ぎてなお同一物件に居住し続けている実態について、下記書類から確認します。(賃貸借契約書における自動更新文言の提示は不可) ・給付始期以降かつ申請時点で直近月の、奨学生名義の公共料金の領収書 ・給付始期以降かつ申請時点で直近月の家賃支払いに係る領収書又は支払実績証明書(※3参照) ・契約期間を更新した居住証明書(※4参照) ・契約更新後に発行された更新契約書や新たな賃貸借契約書(※2参照) ※最近各社ポータルサイトのマイページから公共料金や家賃の領収明細や更新契約書をダウンロードできる会社が増えていますので、書面が見当たらない場合にはそちらをご確認ください。 ※「請求書」や「更新のお知らせ」では、実際に支払った・更新した「事後の証明とならない」ため認められません。
※6	個人間の賃貸借契約	知人宅の間借り等、不動産業者による賃貸借契約書が発行されない場合において、奨学生または生計維持者と家主の個人間で交わした取り決めを証明する書類を元に、下記7項目を確認します。 〔①物件所在地、②家主(貸主)および借主(奨学生または生計維持者)、③実際の入居者(ひいては奨学生と生計維持者の別居)、④契約期間、⑤月額家賃、⑥家主(貸主)による押印必須の証明、⑦証明日〕 ・提出できない場合、家賃負担が確認できない場合は自宅外通学の証明とすることができません。 ・虚偽の申請は認められず、発覚した場合には処分が課される場合があります。 ■給付様式35-①「賃貸借契約書(個人間)兼居住証明書」の利用を推奨。

【補足】

- ・給付始期とは、給付奨学金の支給起点となった年月のことであり、採用月(初回振込月)とは異なります。
- ・入居途中に生じた管理不動産業者の変更や会社名変更により賃貸借契約書に記載された業者が各種証明者となれない場合、その変更が分かる書類(借主や入居者への通知文書やHP掲載内容の印刷物等)と併せて提出してください。
- ・電子署名の体裁の一例
 - タブレット等にサインした筆跡がそのまま印字されている
 - 印字された氏名の近辺に小さな数字の羅列が印字されている(電子証明)
 - 氏名が印字され、かつ契約日まで印字されている(契約締結の証明として十分)